

医療介護総合確保促進法に基づく
令和2年度千葉県計画に関する
事後評価

令和4年11月
千葉県

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 在宅歯科診療設備整備事業	【総事業費】 46,520 千円
事業の対象となる区域	千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・香取海匝、山武長生夷隅・安房・君津・市原	
事業の実施主体	歯科医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療等に係る患者数が、平成25年度の約4.4万人から令和7年度には7.9万人と増加することが見込まれる中、訪問看護、訪問歯科、地域におけるリハビリテーション等の在宅医療の仕組みの整備を行い、誰もが住み慣れた自宅や地域で生活できるための対策を進める必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所数 299 箇所（令和2年12月1日現在） 314 箇所（令和3年度） 340 箇所（令和5年度）	
事業の内容（当初計画）	新たに在宅歯科診療を実施するために必要な設備整備及び在宅歯科医療における医療安全体制を確立するための設備整備に対する助成。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療機器等の購入を支援する歯科診療所 48 施設（令和2年度） 50 施設（令和3年度）	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科医療機器等の購入を支援する歯科診療所 40 施設 【未達成の原因等】 1件あたりの申請が高額な歯科診療所が多かったため、支援を行えた歯科診療所数が減少した。より多くの歯科診療所への支援を行えるように、審査方法を検討していきたい。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 307 箇所（令和4年2月1日現在）	
	(1) 事業の有効性	

	<p>在宅歯科医療に取り組む歯科診療所の増加を図り、在宅療養支援歯科診療所の増加につなげることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対して必要な機器の設備を整備し、また、地域歯科診療所に対して医療安全体制を確立するために必要となる装置・器具等のうち、在宅診療の際にも使用可能な機器の整備を補助することで在宅歯科診療の拡大を図ることができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.19】 看護師等学校養成所運営支援事業	【総事業費】 498,672 千円
事業の対象となる区域	千葉・東葛南部・東葛北部・印旛・香取海匝、山武長生夷隅・安房・君津・市原	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の看護師等養成所が看護師確保に果たす役割は大きい、経営 基盤が脆弱であるため、運営支援が求められている。	
	アウトカム指標： 看護師等学校養成所等卒業生の県内就業率 68.2%（令和2年3月卒業生） 68.2%（令和4年3月卒業生）	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所の教育を充実させるため、養成所の運営に必要な経費に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	運営費補助看護師等養成所数 15 施設（令和3年度）	
アウトプット指標（達成値）	運営費補助看護師等養成所数 15 施設（令和3年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内就業率 66.6%（令和4年3月卒業生）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>看護師等養成所運営費の補助を通じて、県内の就業率の上昇に寄与し、看護師確保に効果があると考えます。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>養成所の運営に必要な経費に対し県内就業率に応じて情勢を行うことで、効率的に運営支援が図られている。</p>	
その他		